

令和6年広審第24号

裁 決  
漁船A乗揚事件

受 審 人 a  
職 名 A船長  
海技免許 六級海技士（航海）（履歴限定）

本件について、当海難審判所は、理事官岸尾光一出席のうえ審理し、  
次のとおり裁決する。

主 文

受審人aを戒告する。

理 由

（海難の事実）

1 事件発生の年月日時刻及び場所

令和6年3月13日00時24分

島根県浜田港

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A

総 ト ン 数 75トン

全 長 33.27メートル

機関の種類 ディーゼル機関

出 力 511キロワット

### 3 事実の経過

Aは、昭和62年7月に進水し、船体前部に操舵室、船尾甲板にウインチ2基を設置し、操舵室前部中央に操舵スタンド及び磁気コンパスを、左舷側に2号レーダー、エンジンテレグラフ及び主機遠隔操縦盤を、右舷側に1号レーダー、GPSプロッター、魚群探知機をそれぞれ装備した2そうびき沖合底びき網漁業に従事する鋼製漁船で、a受審人ほかインドネシア共和国籍の特定技能外国人3人を含む9人が乗り組み、操業の目的で、船首1.9メートル船尾3.8メートルの喫水をもって、僚船のBとともに、令和6年3月7日10時00分浜田港を発し、山口県高山岬北方沖合の漁場に向かった。

ところで、浜田港は南部の商港区と北東部の漁港区である浜田漁港に分かれ、浜田漁港西沖防波堤（以下、防波堤の名称については「浜田漁港」の冠称を省略する。）北端と沖防波堤南端が同漁港の西側の港口（以下「西側港口」という。）となっており、同口の東方250メートルのところには、南北方向長さ250メートル東西方向長さ130メートルの逆L字型の西内防波堤が築造され、同防波堤の北端に簡易標識灯（以下「北端標識灯」という。）が設置され、西側には消波ブロックが敷設されていた。

a受審人は、前示漁場に到着して連日移動しながらBとともに操業し、越えて12日22時00分浜田港西北西方沖合の漁場で操業を終えて帰途に就き、入港後にワイヤ交換の作業を行うため、同作業が初めての甲板長に作業手順を説明しながら同沖合を東行した。

a受審人は、レーダー2台及びGPSプロッターを作動させ、操舵スタンドの左舷側に立って右手で舵輪を握って操船に当たり、翌13日00時17分半少し過ぎ浜田漁港西沖防波堤灯台（以下「西沖防波堤灯台」という。）から270度（真方位、以下同じ。）1,100

メートルの地点で、針路を090度に定め、7.0ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で、手動操舵によって進行した。

a 受審人は、00時21分半少し過ぎ西沖防波堤灯台から271度240メートルの地点に達し、次の転針予定地点で北端標識灯北方沖合に向けるつもりで、針路を西側港口の中央に向く075度に転じ、操舵室右舷側の椅子に腰を掛けている甲板長に顔を向けて引き続きワイヤ交換の作業手順を説明しながら続航した。

a 受審人は、針路を転じたとき、西内防波堤まで520メートルとなり、その後同防波堤に向首して接近する状況となったが、甲板長にワイヤ交換の作業手順を説明することに気をとられ、北端標識灯との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行わなかったため、この状況に気付かなかった。

a 受審人は、転針予定地点を通過して西内防波堤に向首したまま進行し、00時24分僅か前船首至近に同防波堤を認め、機関を全速力後進としたものの、及ばず、00時24分西沖防波堤灯台から062度290メートルの地点において、Aは、原針路のまま、1.5ノットの速力となったとき、西内防波堤西側に敷設された消波ブロックに乗り揚げた。

当時、天候は曇りで風力3の北北東風が吹き、潮候は上げ潮の末期にあたり、視界は良好であった。

乗揚げの結果、船首船底外板に亀裂を伴う擦過傷等を生じたが、自力離礁して浜田漁港の岸壁に着岸し、のち修理された。

（原因及び受審人の行為）

本件乗揚げは、夜間、浜田港において、浜田漁港に向けて帰港する際、船位の確認が不十分で、西内防波堤に向首進行したことによって発生し

たものである。

a 受審人は、夜間、浜田港において、浜田漁港に向けて帰港する場合、西内防波堤西側に敷設された消波ブロックに乗り揚げることのないよう、北端標識灯との相対位置関係を確認するなど、船位の確認を十分に行うべき注意義務があった。ところが、同人は、甲板長にワイヤ交換の作業手順を説明することに気をとられ、船位の確認を十分に行わなかった職務上の過失により、西内防波堤に向首接近する状況に気付かないまま進行して同防波堤西側に敷設された消波ブロックへの乗揚を招き、船体に損傷を生じさせるに至った。

以上の a 受審人の行為に対しては、海難審判法第 3 条の規定により、同法第 4 条第 1 項第 3 号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和 7 年 1 月 2 9 日

広島地方海難審判所

審判官 岩 崎 欣 吾